

## 議案第 83 号

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 27 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道条例（平成 7 年あきる野市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 6 条第 1 項中「市長の指定を受けた者（以下「あきる野市指定下水道工事店」という。）」を「第 6 条の 3 第 1 項の規定により市長の指定を受けたあきる野市指定下水道工事店」に改め、同条第 2 項中「排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理を行う者で市長が登録した者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）」を「第 6 条の 7 第 2 項又は第 4 項の規定により市長の登録を受けた排水設備工事責任技術者」に改める。

第 6 条の 3 第 1 項中「前条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 2 項中「市長は、前条第 1 項」を「前項の規定にかかわらず、市長は、前条第 1 項又は第 3 項」に、「代表者」を「役員」に、「してはならない」を「しないものとする」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 6 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 6 条の 3 第 3 項中「前項の」を「前項第 2 号又は第 3 号の」に、「代表者の」を「役員」の」に、「前項第 2 号」を「同項第 2 号」に改める。

第 6 条の 4 第 2 項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 6 条の 6 第 2 号中「第 6 条第 1 項」を「あきる野市指定下水道工事店」に改め、同条第 4 号中「の欠格事由」を「又は第 4 号のいずれか」に改める。

第 6 条の 7 の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第 2 項中「ものを」を「ときは、」に改め、同条第 3 項中「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、排水設備工事責任技術者の登録をしないものとする。

(1) 第6条の3第2項第1号又は第2号に該当する者

(2) 第6条の10の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者

(3) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の7に次の1項を加える。

6 排水設備工事責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該排水設備工事責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

第6条の8第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第6条の10中「該当した」を「該当する」に改め、同条第1号中「第6条の3第2項第1号の欠格事由」を「第6条の7第5項第1号又は第3号のいずれか」に改め、同条第3号中「第6条の7」を「排水設備工事責任技術者」に改める。

第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第11条第1項中「設け」を「設けている」に改める。

第12条第3項第2号中「当該流域下水道」を「流域下水道」に改める。

第14条中「に基づき」を「により」に改める。

第17条第1項中「もの」を「者」に改める。

第21条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第22条第2項ただし書中「別表」を「別表第6」に改める。

第23条第1項中「、その他」を「その他」に改める。

第26条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第28条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第29条第1項中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「前条第1項の」の次に「規定による」を、「前項の」の次に「規定による」を加える。

第30条第2項中「前項の」を削る。

第33条中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表第6中「第19条」の次に「、第22条」を加え、同表備考中「むしぶろ、」を「蒸し風呂」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例に基づき行われた行政庁の処分その他の行為については、なお従前の例による。